

平成21年 4 月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成21年 4 月24日（金）午前 9 時30分

2 出席委員

三浦溥太郎 委員長
齋藤 道子 委員
出光 ケイ 委員
森武 洋 委員
永妻 和子 委員（教育長）

3 出席説明員

| | |
|---------------|-------|
| 管理部長 | 藤田 清隆 |
| 管理部総務課長 | 大川 佳久 |
| 管理部学校再編担当課長 | 内田 康之 |
| 管理部教職員課長 | 高橋 淳一 |
| 管理部学校管理課長 | 藤田 裕行 |
| 生涯学習部長 | 外川 昌宏 |
| 生涯学習部生涯学習課長 | 永塚 高行 |
| 生涯学習部学校教育課長 | 中山 俊史 |
| 生涯学習部学校保健課長 | 飯島 幸夫 |
| 生涯学習部スポーツ課長 | 伊藤 学 |
| 教育研究所長 | 阿部 優子 |
| 生涯学習部教育情報担当課長 | 野間 俊行 |
| 中央図書館長 | 根本 博行 |
| 博物館運営課長 | 横山 治久 |
| 美術館運営課長 | 奥田 幸治 |

4 傍聴人 1名

5 議題及び議事の概要

委員長 開会を宣言

委員長 本日の会議録署名人に齋藤委員を指名した。

議案第16号は人事案件のため秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

教育長報告

前回の定例会から本日までの報告事項

(永妻教育長)

それでは平成21年3月7日から本日までの主な所管事項についてご報告いたします。

はじめに「第2回インターネット等有害情報対策会議について」です。3月26日にヴェルクよこすかで「第2回インターネット等有害情報対策会議」を開催いたしました。昨今、子どもたちの間で携帯電話やネットサイトによるいじめや誹謗中傷によるトラブルが増加するなど、たいへん憂慮すべき状況にあります。そのため、教育委員会はもとより、PTA代表、警察、弁護士、携帯電話会社などが一堂に会し、家庭、学校、地域、関係機関、行政等ができることを具体的に提示し、広く発信することで、子どもたちを有害サイトから守ることができるよう、さらに取り組みを充実させてまいりたいと考えております。

続きまして「新規採用職員について」です。4月1日に教育委員会職員及び教職員の辞令交付式を行いました。特に新規採用の教職員については、昨年度末をもって100名の退職者があったこともあり、113名が新たに教職員として着任いたしました。この4月から、新学習指導要領が一部先行実施されており、今年度新たに迎えた職員の方々には、現場での先輩からの指導のほか、各種研修などで様々なスキルを習得していただき、横須賀市の児童生徒たちが「生きる力」をしっかりと身につけることのできるよう、指導に邁進してもらいたいと考えております。

最後になりますが「第58回横須賀市中学校総合体育大会 総合開会式について」です。4月18日に横須賀アリーナで、第58回横須賀市中学校総合体育大会 総合開会式を開催いたしました。当日は坂本・不入斗・池上中学校吹奏楽部による演奏により、市立中学校、横須賀学院中学校の計25校の代表生徒1,248人が堂々の入場行進を行いました。今回は「駆けぬける 開国の地の 風となれ」のスローガンのもと、約4,700名の生徒が競技に参加する予定です。また当日はお忙しいなか森武委員にお越し頂き有難うございました。なお今年の夏には、8年に一度巡ってまいります、神奈川県中学校総合体育大会が本市を中心に開催されることになっております。

私からの報告は以上です。

(質問なし)

日程第1 議案第15号『市立上の台中学校と市立鴨居中学校を統合することについて』

委員長 議題とすることを宣言

報告事項『学校再編検討委員会による鴨居地域小・中学校適正配置検討協議会意見書の検討結果について』は、内容が議案第15号と関連しているため、議案の審議とあわせて、報告を聴取する。

(学校再編担当課長)

議案第15号「市立上の台中学校と市立鴨居中学校を統合することについて」ご説明いたします。なお、議案の説明に当たりまして、「報告事項 学校再編検討委員会による鴨居地域小・中学校適正配置検討協議会意見書の検討結果について」が関連いたしますので、併せてご説明させていただきます。

それでは、お手元の議案第15号をご覧ください。

本議案は、小規模化の著しい「市立上の台中学校」の規模の適正化を図るため、「市立上の台中学校」と「市立鴨居中学校」を統合するもので、統合の時期は平成23年4月1日とするものでございます。

次に、「報告資料」と別冊1の「意見書」を基にご説明させていただきます。はじめに、「意見書」の1ページをご覧ください。

今回の統合につきましては、平成20年11月の教育委員会定例会においてご議決いただきました「市立光洋小学校と市立鴨居小学校の統合について」と同様に、地域・保護者・学校関係者で構成する「鴨居地域小・中学校適正配置検討協議会」において検討していただきました。協議会で、小学校の検討と合わせまして計10回の会議を重ねた結果、3月25日に協議会から教育長あてに意見書が提出されました。

「1 協議事項」ですが、「上の台中学校の規模適正化について」でございます。

「2 協議事項に対する考え方」ですが、小規模校となっている「上の台中学校」の規模を適正化するために、通学区域の変更や学校の統合などについて検討していただきました。しかし、昨今の少子化傾向を考えた場合、鴨居地域にあります上の台中学校と鴨居中学校を維持するためには、2校へ均等に生徒を振り分けたとしても適正規模を確保することが将来的に困難であることから、

学校の統合によりこの課題に対応することが望ましいという結論に達しております。

次に、「3 協議会としての意見」の学校の統合案をご覧ください。

上の台中学校と鴨居中学校を統合し、通学区域につきましては、両校の学区を合わせたものとするというものでございます。それから、統合後は、生徒の通学の利便性や教育環境を考慮して、鴨居中学校を使用いたします。

統合の時期は、平成 23 年 4 月といたします。

意見書の 2 ページをご覧ください。「4 その他要望事項」でありますが、後段のなお書き以降にありますように、今回の統合の検討に当たっては、保護者から強い思いが寄せられております。それを受けて協議会においても、同じように熱い思いで将来を担う子どもたちの教育環境について、慎重かつ真剣に議論を重ねていただきました。

具体的に議論となりましたのは、統合時期についてございまして、この 4 月に上の台中学校に入学しました 1 年生、検討時は小学校 6 年生でしたが、その保護者からは、統合時期は「平成 24 年 4 月」にしてほしいという意見が出されました。

理由としましては、この 4 月に入学しました 1 年生は、統合を知らずに上の台中学校に入学したので、同じ中学校で卒業させてほしい。また高校受験を控えた中学 3 年生になるときに統合するのは不安である。

ということでございます。そして、その生徒の保護者 36 人のうち、35 人から署名も寄せられております。

これを受けて協議会で検討しましたが、今回統合が決定しますと、桜台中学校と坂本中学校の例から、翌年度以降、上の台中学校に入学する生徒が激減することが予想されます。それに伴い教員配置や教育活動などに支障が出ることを考えられます。

また中学校は、子どもたちが社会に巣立つ準備をする場でもあり、そのためにどのような教育環境を整えることが必要かということを考えて統合を決定したのだから、早い時期にそれを実現した方がよいであろうという意見が出され、最終的に統合時期を平成 23 年 4 月とすることで意見がまとまっております。

そのように署名も提出いただきましたので、ご要望をいただいた保護者の代表の方に協議会での結果を報告し、ご理解をいただいております。

それから、このほかにも、両校の良さを生かして、学校間のすり合わせをしていくこと、統合後の教育環境に支障を来さないよう施設整備に努めること、教育委員会は、学校と連携して保護者に対し十分な説明を行っていくこと、統合後の教育環境についても誠意を持って協議を重ねていくこと、などの要望が出されておりますので、今後、具体的な対応をしていきたいと考えております。

また、意見書の3ページ以降には、参考資料として、協議会の委員名簿や、検討経過などが記載されておりますので、ご確認ください。

次に、報告資料「学校再編検討委員会による鴨居地域小・中学校適正配置検討協議会意見書の検討結果について」の1ページをご覧ください。

今ご説明いたしました協議会からの意見書を受けて、庁内の関係部課長と学校長で組織します「学校再編検討委員会」を4月7日に開催し、意見を聴取いたしました。その結果、意見書のとおり学校の統合に関します課題に対応することが適当であるとともに、協議会の統合案のとおり統合することで意見がまとまりましたので、ご報告させていただきます。

最終的に、この報告を受けまして、議案第15号『市立上の台中学校と市立鴨居中学校を統合することについて』を提出しております。

報告資料の3ページ以降になりますが、参考資料といたしまして、協議会等の位置付け、鴨居地域の中学校の現状、また、4ページには、生徒数の推移、生徒数・学級数の将来推計を記載してございます。

将来推計の表の網掛け部分には、統合後の両校の規模が載せてございます。平成23年度の統合時で普通級が16学級、平成25年度には15学級となりますが、規模の適正化が図られることとなります。

続きまして、5ページには、鴨居地域の中学校の通学区域図と、通学距離の比較を記載してございます。

統合後に鴨居中学校の施設を使用することによりまして、鴨居地域では2キロメートル以内の範囲で生徒が通学できることとなります。平成19年に教育委員会で策定いたしました「横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」にあります適正な通学距離の範囲としましては、中学校は3キロメートル以内となっておりますので、十分収まることとなります。

最後になりますが、学校再編検討委員会の開催状況を記載してございます。以上、議案第15号『市立上の台中学校と市立鴨居中学校を統合することについて』および報告事項『学校再編検討委員会による鴨居地域小・中学校適正配置検討協議会意見書の検討結果について』をご説明させていただきました。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

(出光委員)

参考までに伺いたいのですが、上の台中学校が、30年弱の歴史のなかで1番ピークを迎えた時の生徒数とか学級数というのはどのくらいですか。

あるいは、これはもともと、鴨居中からこのあたりの人口とお子さんが多くなったということで、分かれてできた学校ですから、言いかたを変えれば時代の流れとともに、元の形に集約された、とも言えるでしょうから、設立当初の

人数でもよいのですが。

（生涯学習部長）

大体の数字ですが 59 年度の約 800 人くらいかと思います。

（出光委員）

もうひとつ、今お話を伺っていて、当然ながら今年入学された中学校 1 年生は、保護者の方から、自分たちのお子さんの卒業を考えて、先送りしてほしいという話が出されたということで、お気持ちとして、分からなくないという感じがいたしました。そのなかで、保護者の方たちが納得されたから、この時期になっているということで受け止めております。そうしたなかで、皆様に納得いただくまでに、ご苦労された過程と、納得していただいた要因というのを教えていただけますか。

（生涯学習部長）

確かに中学校 3 年生になったときの進学ということについては、今の進学試験の方法がいろいろ、前期・後期ということでもあります。ただし、評価については、相対評価ではなく絶対評価でありますので、どこの学校にいても、そういう意味では、学習についてはナショナルカリキュラムのなかで、同じ評価・評定がとれているわけでございます。

それからもうひとつは、生徒数が少ないというなかで、学習の保障というのが段々とれなくなりつつあるということを保護者等の方が理解していただいたのかなと思っております。先ほど学校再編担当課長の説明のなかでもありましたけれども、社会に羽ばたいていく子どもたちといったときに、様々な経験をさせていかなければいけないし、様々な人たちと一緒に交流をすることが大事なのではないかなと。

もうひとつは、あまりクラス数が少ないと、中学校で 10 科目あるわけですが、その教員配置ができなくなってしまうということも大きな要因かなと思います。これは、私もその場に行つての思いであります。そういったことをご理解いただいたということと、周りの地域の方々が、鴨居中と上の台中のあり方を、鴨居地域の教育のあり方をきちっと考えて、早い時期に統合をしたほうがより子どもたちの教育環境によろしいのではないかという結論を出していただいたのだなと思っております。

（齋藤委員）

学校再編担当課長と生涯学習部長から説明いただいたように、地域の皆様に

納得していただいたようで、これが進むのは大変結構だと思います。少子化に伴った、こういった学校の再編・統合というのは、ある意味避けられないところがあるのですが、誰もが望んでやっているわけではなくて、教育委員会側としても苦渋の決断をして行うわけで、その辺を地域の方や保護者の方にご理解いただきながらというのは当然のことですが、今までいくつかあった統合も含めて、大変地域の皆様と上手く連絡をとりながら、なるべくご理解をいただくという形でやっていただいているという点はありがたいと思うので、今回もぜひ統合するまではもちろんなのですが、統合してからも、統合したからいいということではなくて、もちろんこれまでの統合でも大変よくやっていただいているのですが、統合した後も何かと要望があったときに、きちっと受け止める体制で、この避けがたい苦渋の決断の結果のこういうことを、出来るだけみんながマイナスを蒙らない、なるべくマイナスを少なくするという努力を、なお続けていただきますよう、私からもお願いいたします。

(管理部長)

今、齋藤委員からご指摘いただきましたことは、地元からも要望を受けておりますので、真摯に対応していきたいと思っております。

(齋藤委員)

よろしくお願いいたします。

(森武委員)

中学校の場合というのは、学校選択制の問題があるので、先ほど学校再編担当課長からも説明があったような、入ったら卒業するまでいさせてほしいという意見があったと思うのですが、そうするとどの時期かで結論を出さないといけないので、どの時期を選べば一番いいということはないと思うのですが、例えば、今回でも時期がずれていれば、少し結論が変わったということもあるかもしれませんが、今回はおそらくベストな選択をされていると思うのですが、今後中学校の統合があった場合には、決める時期をどの辺に持ってくるのが一番いいかということ、今回の結論でシュミレーションされて、次に生かされればよいのではないかと思いますので、その辺のことをよろしくお願いいたします。

(管理部長)

ただいまの委員のご指摘を踏まえて、きちんと進めていきたいと思っております。

(永妻教育長)

齋藤委員、出光委員、森武委員から色々な意見をいただきました。

少子化が進むなかで、子どもたちにより良い教育環境を提供する責務がある市教委として、苦渋の決断のなかで、こうした統合を今進めている状況にあります。やはり地域の方々の思いというものは、学校に対して大変熱いものがありまして、そうしたなかで、市教委といたしましても、学校のあり方について、地元の方々のご意見、保護者のお立場からのご意見も聞きながら、統合を、子どもたちにとって、どういう学校の規模がよろしいのか、どういうあり方だったらいいいのか、というご意見をいただきながら進めているわけでございます。それで、今日上の台中と鴨居中の統合についてご議論いただき、いろいろ方針を出させていただいたのですけれども、資料にございますように、市内では他の地域におきましても、小中学校の適正配置の検討協議会が進んでおります。報告資料の3ページにございますが、これまでも委員会のなかでも報告をさせていただきましたが、今回鴨居地域のほかにいくつか立ち上げておりますので、併せてその検討状況についてご報告いただければと思います。

(学校再編担当課長)

ご質問いただきました、他の地域の検討状況についてご報告させていただきまます。ただいま教育長からも話がありましたが、報告資料の3ページをご覧いただきたいと思います。参考資料の1番に今回の鴨居地域の小・中学校について書いてありますが、他の地域についても掲載してございますので、そちらをご覧ください。

まずはじめに佐原地域小学校適正配置検討協議会については、通学区域の適正化ということで、ご承知のとおり終了しております。

それから、その次に、追浜地域小学校適正配置検討協議会、こちらは規模の適正化ということで、対象は追浜小学校と鷹取小学校になりますが、平成19年11月から今までに8回開催しており、今現在も検討をしているところでございます。

続きまして、平成20年に始まりましたが、北下浦地域小学校適正配置検討協議会でございます、こちらにつきましては、通学区域の適正化ということで、対象は北下浦小学校で、始まったのが平成20年10月からでございます。これまでに4回の協議会を開催しておりますけれども、今の時点ではやはりまだ協議中でございます。

それから、その次に、中央地域小学校適正配置検討協議会ということで、こちらについては、規模の適正化ということで汐入小学校が対象となっておりますけれども、平成21年1月からこれまで2回を開催しております。まだこちら

のほうは、制度の説明等の段階で、まだ始まったばかりでございます。
以上でございます。

他に質問・討論なく、採決の結果、議案第 15 号は、「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

日程第 3 議案第 17 号『平成 22 年度使用教科用図書採択基本方針について』

委員長 議題とすることを宣言

(学校教育課長)

それでは、議案第 17 号『平成 22 年度使用教科用図書採択基本方針について』ご説明させていただきます。

まずはじめに、教科書採択の仕組みから少し説明させていただきたいと思えます。資料の 5 ページをご覧ください。教科書の採択につきしては、左上にあります市の教育委員会で決定をいただくことになっておりますが、教育委員会の原案を作成するために、下にあります、採択原案検討委員会、調査専門部会、事務担当部会、の 3 つの部会を設立いたしまして、検討をしております。調査専門部会につきましては、教科ごとに教科書の内容を細部まで検討し、その調査結果を採択原案検討委員会に報告いたします。事務担当部会につきましては、教科用図書展示会を活用いたしまして、各学校で検討いたしました調査結果をまとめます。この 2 つの部会から上がった報告を採択原案検討委員会が検討し、教育委員会に報告し、決定することになっております。

1 ページにお戻りいただきたいと思います。横須賀地区が平成 22 年度に使用する教科用図書の採択にあたって、公平を期すとともに、優れたものを採択するための基本方針を示すものであります。このページに記載されております基本方針に基づき、採択事務を進めてまいります。平成 22 年度の使用教科書採択基本方針は次のとおりでございます。教科用図書の採択に当たっては、1 点目として、公正かつ適正を期し、すぐれたものを採択する。2 点目、児童生徒及び学校、その他の特性を考慮して採択する。3 点目、教科用図書については、次の委員会等の研究調査の結果を活用して採択する。の 3 点でございます。

小学校につきましては、4 年おきに採択がございます。今年度は、小学校については採択替えを行いませんが、教科書使用に当たっての事務があるために、事務担当部会のみ設置をいたします。

中学校につきましては、採択替えを行う年度となります、したがって、そこ

に掲げられてある3つの委員会及び部会を設置するところでございますが、今年度は、中学校社会科の歴史的分野のみ、採択原案検討委員会・調査専門部会・事務担当部会の3つを設置いたします。社会科以外の教科及び社会科の他の分野におきましては、調査専門部会を設置せず、採択原案検討委員会と事務担当部会のみでの設置となります。理由といたしましては、平成24年度から新しい学習指導要領の完全実施に伴いまして、中学校につきましては、平成23年度に採択、平成22年度に検定というスケジュールが既に組まれております。従いまして、中学校の教科書につきまして、今回、歴史的分野以外については検定の申請がございませんでした。従いまして他の分野につきましては、教科書の内容が変化しておりません。さらに、平成23年度の採択替えということを鑑みて、今回は一部簡略化して、残りの採択をすることが出来るというのが、文部科学省の通知でもございます。

具体的には平成17年度、現行使用しています教科用図書採択のための調査専門部会による資料を活用して採択をしてまいりたいと考えております。

3番目の高等学校・特別支援学校の採択につきましては、毎年ということになりますので、今年度通常どおりの採択ということになります。従いまして、採択原案検討委員会、調査専門部会、事務担当部会を設置して進めてまいります。

2ページ目をご覧ください。教科用図書採択原案検討委員会の設置要綱でございます。この要綱につきましては、昨年と変わることはございません。教科用図書採択原案検討委員会の任期につきましては、6月1日から8月31日までといたします。

3ページ目でございますが、各専門委員会の構成を示しております。採択原案委員会の構成につきましては、採択替えを行う中学校、高等学校、特別支援学校につきまして、保護者代表や市民代表を入れた39名で組織しております。

調査専門部会につきましては、中学校社会科、高等学校、特別支援学校に組織をいたします。

事務担当部会につきましては、全ての校種に組織をいたします。

最後に4ページ目でございます、日程でございますが、このような日程で教科用図書の採択事務を行っております。なお、今年度は教科用図書の展示会を6月19日から7月2日まで、横須賀地区の教科用図書センターとあわせて、ヴェルク横須賀で開催いたします。情報開示につきましては、採択一覧表を各学校に送付いたしましたら、出来るだけ速やかに市政情報コーナーで常時閲覧可能にいたします。

以上で『平成22年度使用教科用図書採択基本方針について』の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第 17 号は、「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

日程第 4 請願第 1 号『平成 21 年予定の公立中学校用教科書採択について』

委員長 議題とすることを宣言

書記が本文を朗読

委員長 関係理事者から所見の聴取

(学校教育課長)

それでは請願第 1 号『平成 21 年予定の公立中学校用教科書採択について』の所見を述べさせていただきます。

この請願の願意でございますが、教科書採択に当たって、教育委員会の権限と責任において採択をすること、教科書採択に当たって、教育基本法及び学習指導要領の改正の理念そしてその趣旨に照らして、最もふさわしい教科書を採択することを求めたものであります。

横須賀市では、全ての教科書に対して、日本国憲法・教育基本法の下、「学校教育法第 21 条」及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」及びその「施行令」などの法令に則り、「平成 22 年度使用教科用図書採択基本方針」を教育委員会で決定し、教科書採択しております。

この基本方針は、「1.公正かつ適正を期し、すぐれたものを採択する。2.児童生徒及び学校、その他の特性を考慮して採択する。3.教科用図書については、調査委員会等の研究調査の結果を活用して採択する。」となっております。

この方針に基づき、今年度も、教育委員会の権限と責任において最もふさわしい教科書を採択して参ります。以上でございます。

(質問なし)

委員長 請願審議終了を宣言

委員長 報告事項を聴取することを宣言

『学校選択制に関するアンケート集計結果について』

(学校再編担当課長)

本年4月の中学校入学者に係る「学校選択制に関するアンケート集計結果について」ご報告いたします。

中学校の学校選択制につきましては、平成15年度に中央ブロック4校、平成16年度に中央及び衣笠ブロック8校で導入を始めました。平成17年度から市内の全中学校で実施しております。

資料の4ページをご覧ください。調査の概要でございますが、この調査の目的は、学校選択制の検証及び、今後の課題を整理することで、より充実した制度運営を検討するために、毎年2月に実施しております。

対象者は、小学校につきましては、この4月に中学校へ入学しました当時6年生の児童と保護者を対象に24校、中学校につきましては、1年生を対象に12校を抽出し、各学校1クラスに対して調査を実施いたしました。調査対象となりました小・中学校は、5ページのとおりでございます。実施方法ですが、各小・中学校を経由してアンケート用紙を配付、回収しております。アンケート用紙については、参考までに27ページ以降につけてございます。実施期間は、本年2月6日から16日となっております。回収数・回収率は、表のとおりでございます。

また、小・中学校の教員を対象に、毎年アンケートを実施しておりましたが、対象となる先生にあまり変化がないことから、本年度は実施しておりません。今後は、3年に1度実施することにいたしました。アンケートは行いませんが、何かあれば個別にご意見はお伺いしてまいりたいと思います。

アンケート結果については、全体的に見て、昨年度から大きく傾向は変わってはおりません。それでは概要について、ご説明させていただきます。

8ページをご覧ください。小学6年生の保護者の回答ですが、学校選択制について、「理解している」「だいたい理解している」人は91%で、制度がおおむね理解されていることがわかります。

10ページをご覧ください。「学校を選んだ理由」について、保護者に聞いたところ、例年どおりでございますが、「学校の近さや通学のしやすさ」「地元の中学校」「友人関係」などの理由が上位を占めております。選択制で学区外の学校を選んだ人だけで見ますと、「部活動の状況」を理由に選択した人が多くなっております。この傾向は、小学6年生、中学1年生でも同様となっております。

次に11ページ、上のグラフをご覧ください。中学校を選択できたことについて聞きましたところ、小学6年生の保護者は、64%が「選択制はあった方がよい」と回答しています。これは、小学6年生が63%、中学1年生については66%

で、ほぼ同様の傾向となっています。3人中2人の方が良かったと言っていたいておりますけれども、まだまだ改善していかなければいけない点があるうかと思しますので、今後も引き続き制度について検証していきたいと思っております。

次に12ページ、下のグラフをご覧ください。「学校選択制の導入による学校への関心」について、保護者に聞きました。一番多かったのは、「もともと学区の学校へ通うつもりで関心はなかった」と回答した人が42%でしたが、「以前と比べて関心が高まった」と回答した人も30%おりました。

24ページをお開きください。上のグラフは、「自分が選択した中学校に進学したことに対する意識」について、中学1年生に聞いた結果でございます。学校選択制で学区外の中学校を選んだ人ほど、学校に対する意識が高いことがわかります。そして、「期待はずれだった」と回答した生徒が9%だったのに対し、「学校は考えていたとおりで、いきたい学校に通えてよかった」と回答した生徒が51%でございます。学校選択制を実施してよかったと感じております。

簡単ではございますが、アンケート結果の概要について、ご報告させていただきます。

学校選択制は、全市に導入して5年が経過しましたが、今年度、学校選択制により新生児3,774人のうち321人、率にして8.5%が学区外に通っており、全市に導入してからこれまでも8%台で推移しております。

制度としては、認知されたと思っておりますけれども、引き続き皆様のご意見を伺いながら、よりよい制度とするため努力してまいりたいと考えております。

(質問なし)

『損害賠償調停について』

(学校保健課長)

それでは、『損害賠償調停について』ご報告させていただきます。

本市に対する損害賠償調停が平成21年4月1日に負傷児童の保護者から、横須賀簡易裁判所に申し立てられ、4月9日に調停期日呼出状を受領しましたので、原因となりました事故の概要及び請求内容について、ご報告いたします。

事故の概要ですが、平成21年1月19日、午前9時45分ごろ、市立小学校におきまして、体育の授業前に、体育館のステージ上で3年生女子児童が同級生の男子児童に押され、ステージ下に落ち、右膝蓋骨(しつがいこつ)いわゆる膝のお皿を骨折したものであります。請求申立人、調停の相手方は記載のとおりです。請求内容については、申立人の慰謝料、休業補償等の損害賠償となっております。

以上で、損害賠償調停についての報告を終わります。

(出光委員)

実際事故が起きてから3カ月ほど経過しているわけですが、被害にあわれたお子さんの今の状況、膝のお皿の状況というのはどうなのでしょう。

(学校保健課長)

負傷した児童につきましては、その後、整形外科で治療を続けまして、3月13日にリハビリを終了し、完治しており、現在は学校に通っている状況です

(三浦委員長)

再発防止の対策を何か立てていただけるのでしょうか。少し特殊な状態だと思いますので。

(学校保健課長)

学校には、いろいろ指導をしました。指導面ということで、教師と校長を交えまして、教育委員会の指導主事から指導をしております。他の全体の学校については、市立学校長会議あるいは保健関係の会議におきまして、事故予防ということで申し上げました。そのほか事故が起きたときに、速やかに対応すること、誠意を持って対応することでお話をしております。

(質問なし)

『平成21年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査について』

(スポーツ課長)

平成21年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査について説明いたします。

本調査は、文部科学省が子どもの体力・運動能力や運動習慣をはじめとする生活習慣の状況等を把握・分析し、体力向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることなどを目的として、昨年度から実施をしているものでございます。

調査の対象は、参加意向のありました学校の小学校第5学年と中学校第2学年の児童生徒でございます。

本市においてもこの調査について、各学校の希望により参加をいたします。

本年度の希望状況は、小学校は48校中の13校が希望、中学校は24校すべての学校が希望しております。

小学校の希望状況については実施率 27.1%であり、更なる向上が望まれますので、希望しない状況を確認したり、各学校への一層の啓発を行ったりして、次年度に向けて改善を図って参りたいと考えております。

調査結果については、12 月ころに届く予定となっておりますので、各実施校等においては、体育・健康に関する指導の改善などに役立てて参ります。

(出光委員)

現在の希望学校数については伺ったのですが、その対象となっている学年の全てのクラス、全ての児童生徒が受けるわけではなくて、これもそのなかでの希望ということなのではないでしょうか。

(スポーツ課長)

小学校は第 5 学年、中学校は第 2 学年の全ての児童生徒が対象となります。小学校の実施率が低い理由のなかには、なかなか各学校で取り組む時間が確保できなかったり、あるいは、専門的な知識が必要だという認識のなかで、実施を躊躇している状況もあるのではと想定されますので、そのあたりについて更に状況を確認し、今後取り組んでまいりたいと考えております。

(他に質問なし)

『横須賀美術館 平成 20 年度の観覧者数等について』

『損害賠償等(住民訴訟)請求事件について』

(美術館運営課長)

『横須賀美術館の平成 20 年度観覧者数等について』でございます。1 の(1) 来館者数は 246,337 人、前年度比約 64%でございます。この数字は美術館に訪れた方の数でございます。館の入口に設置しておりますオートカウンターにより集計された数値になっております。

次に、(2) 観覧者数でございます。こちらは美術館の中に入っていただいて、展覧会をご覧いただいた方の数で、106,520 人ございました。前年比 64.18% ですが、20 年度の目標は 107,000 人でしたので、達成率では 99.55% とほぼ目標を達成した結果となっております。観覧者数の内訳につきましては、記載のとおり有料の方が 66,215 人、無料の方が 40,305 人でございます。

(3) の観覧料収入でございますが、36,658,190 円で、前年比約 50% とほぼ昨年の半分でございますが、こちらも目標の達成率は約 77% ございました。観覧者数が目標をほぼ達成したにもかかわらず、観覧料収入が伸びなかった理由と

しましては、児童生徒造形作品展における保護者の無料の実施や文化の日・市制記念日等の無料観覧者数の割合が大きかったことによるものと思われます。つづいて2の駐車場利用関係でございます。全体の利用台数は、32,338台でございます。前年比約71%でございます。内訳は、普通車が31,390台、二輪車が651台、バスが297台という結果でございます。使用料収入につきましては、9,990,950円で、前年比約75%、目標達成率もほぼ同様の約75%でございます。

以上、いずれも、昨年度と比べ大きく減少しておりますが、昨年7月までの天候不順、例えば19年の5月は雨が6日間ございましたが、20年度の5月は雨が14日間あったという結果がございます。またガソリン代の値上げ、記憶に新しいところではございますけれども暫定税率が復活したり、原油の高騰によるガソリンの値上げ、その後の金融不安による出控えなどの影響ではないかと認識しております。

しかしながら、19年度におきましては開館直後ということでございまして、ご祝儀的な結果と承知しており、今後は来館者、観覧者が少しでも増えることができるよう、美術館といたしましても様々な形で、努力を重ねていきたいと考えております。なお参考といたしまして、20年度の月別の観覧者数及びまた裏面には駐車場利用台数の表を掲載しておりますので後ほどご確認いただきたいと思っております。

つづきまして『損害賠償等（住民訴訟）請求事件について』ご報告させていただきたいと思っております。

3月27日、横浜地方裁判所から第1回口頭弁論呼出状及び答弁書催告状とあわせて、訴状が送達されました。事件名、提訴年月日、原告、被告、係属裁判所、いずれも記載のとおりでございます。6の請求内容ですが、記載の6点について、判決を求めるものでございます。この内容ですが、先に本市に対してなされた住民監査請求の請求内容と、ほぼ同様のものとなっております。なお今回予定されております口頭弁論の期日ですが、7に記載のとおり、5月20日に行われる予定でございます。『横須賀美術館 平成20年度の観覧者数等について』及び『損害賠償等（住民訴訟）請求事件について』ご報告をさせていただきます。

（森武委員）

美術館の観覧者等についてご質問をさせていただきたいのですが、1点目ですが来館者数の246,337人ということで、それは入口のオートカウンターによる計測という話でしたが、美術館は別館があるので、出たり入ったりする方がいるかと思うのですが、そうすると必ずしも来た数ではなく、出たり

入ったりすると複数回カウントされるのでしょうか

もう1点は、観覧者数が99.55%の達成率に対して、観覧料収入が77%の達成率で、その理由として無料の日とか保護者に無料のチケットをとということでお話があったかと思えますけれども、これは小学校・中学校の児童生徒は無料かと思うのですけれども、大人と子どもと見たときに、そのあたりの予測との達成率というのはどうなっているのでしょうか。

(美術館運営課長)

まずオートカウンターの件でございますが、ご指摘のとおりでございます。入口に設置してございますので、ただ、入ったのと出たのをダブルカウントはしませんが、無料エリアがございますので、館全体に入った数でのカウントとなっておりますので、ご指摘の部分が若干はあります。オートカウンターですので、そこまで細かい部分までは出来ないということでご理解いただきたいと思います。

それから、無料の件ですが、市内の小中学生・高校生は無料でございますので、例えば児童造形作品展にお子さまが見に来ていただいたときには、人数は大変多く、全体で14,000人ほど見に来ていただいたのですが、当然出品されている方とその周りの方々ですので、小中学生・高校生は無料でございます。それと保護者の方についても無料の企画展でございましたので、企画展を見ていただくこと自体は無料だったのですけれども、美術館においていただきましたので、同時に常設展のほうも見ていただきたいということで、そこも無料にしたということでございます。そういった大人の方の無料実施、それから割引等で、市町村共済や教職員共済、あるいはJAFなどと提携して2割引を実施しております。そういったことも、先ほど今後も入場者数の確保、観覧者数の確保に努力すると申し上げたのですが、提携先を増やしていくなどで考えていきたいと思っております。直接的な数字として、無料の方が何人であるというのは記載されたとおりです。

(森武委員)

1点目のところで私がお聞きしたかったのは、私も美術館に伺ったことがあるのですが、谷内六郎館が別館としてありますよね。そこに例えば、1回出て見に行って、それからまた本館に戻って来たりすると、建物自体が別なので、同じ人が2回でカウントされているケースが多いのかなという意味でお聞きしたのですが。

(美術館運営課長)

それはおっしゃるとおりでございます。入口にありますので、カウントとしては、入ったり、出たり、入ったりということで、もう1度カウントになってしまいます。今おっしゃった谷内館は有料エリアですので、一度美術館の本館に入っただいて、受付で、チケットを購入して行っていただくこととなりますので、1回はカウントになるようになっていきます。

(出光委員)

ちょうど横浜横須賀道路が延伸したのが、3月20日頃だったと思うのですが、今横須賀のなかで、これは観光ということかもしれませんが、軍港めぐりなどで、非常に横須賀に対して、スポット的に、海を通じた計画というのが、人気が高まっているようですね。

もちろん市の運営の美術館であるし、教育の一貫のひとつとして捉えている部分もありますが、しかしながら、もう一方で収益をあげるということも当然考えるべきことだと思います。そのなかで、高速とか将来的に観光課と広げていただいて、月別の観覧者数を拝見していると当然ながら弱い月もあります。それに対して今後どう反映していくか、現段階でどうお考えになっているのか、そういうプランニングが現在あって、もし今紹介できるものがあったら教えていただきたいなと思いました。

(美術館運営課長)

横浜横須賀道路の延伸が3月にありましたけれども、車の数は多いのですけれども、来館者数に直接結びついていないというのが、4月の実績になっております。

取組みとしては、横浜横須賀道路の横須賀のパーキングエリアに、美術館のパンフレットを置かしていただく等をして、毎回企画展のたびに更新をしております。先ほど申しましたJAFとの提携もしておりますので、そういった意味で、JAFで配布するチラシ等に、割引施設ですよということを掲載していただくとか、その他様々な媒体を通して、広報に努めております。もちろんそれで十分だとは考えておりませんので、今後も一層広報活動に努めていきたいと考えております。

(出光委員)

ぜひとも、一度来ていただければ、良さがわかるという美術館づくりを今後さらにバージョンアップしてお願いしたいと思います。

(他に質問なし)

(理事者報告)

(なし)

(委員からの質問)

(齋藤委員)

最近テレビで見たのですが、学習指導要領が前倒しで施行されるようになって、その内容が学校に伝わるのが遅くて、どういうことが新しく教科書のなかに入ってくるかがわからないために、学校のほうで準備が間に合わない。ひとつあったのは、植物がどのように水を吸うかで、ホウセンカを使えと書いてあったので、あわてて種を蒔いて、6月くらいに間に合うかどうかというような話があったが、横須賀の学校では、前倒しに伴ってそういう準備が大変という状況はあるのでしょうか。

(学校教育課長)

主に、算数・数学・理科において、今年度については先行実施ということで、一部前倒しして実施されるものが、教科の部分ではございます。したがって新たに加わってくるものについては、教科書会社のほうから教科書に代わる資料として出てきたものがございます。それが、今ご指摘のとおり、遅かった。内容的にこういうものが入るよということは、前段で了解をしていた部分がございましたけれども、具体的な資料としての教科書にあたる部分が遅くなったということで、確かに準備の期間は短いと思いますけれども、横須賀市内では、順調に準備をしていただいていると認識しております。

(永妻教育長)

昨年ご審議いただいた給食費の改定でございます。4月から17年ぶりに、3,300円から4,000円に改定いたしました。新たに併せまして、保護者から給食の申込書を提出するようお願いしているところですが、4月以降現段階までの、学校での対応で、トラブル等がもしあったとすると、今後対応を考えていかななくてはいけないということもありますので、現段階での状況を教えていただけたらと思います。

(学校保健課長)

ご質問がありました給食申込書につきましては、4月初旬に各学校で配布い

たしました。提出につきましては、4月中に回収するようにお願いしております。ですから、数については現在まだ把握しておりませんが、トラブル等につきましては、現時点では特に聞いておりません。未納のあった学校、ない学校、それぞれ何カ所か聞いたところ、給食費を納めているのになぜこんな申込書を出すのかという連絡がありました。それと、これは良いほうなのですが、普段、提出物を出さない保護者の方が、給食申込書についてはすぐに出した、これは良かったということもありました。

他に質問等はなく、議案第16号は人事案件のため秘密会とすることを宣言。関係理事者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

平成21年4月24日(金) 午前11時15分

横須賀市教育委員会

委員長 三浦 溥太郎